

入試対策講座

私大政経FINAL

2026

私大政経FINAL2026

基本的人権	新旧憲法比較	日本企業のガバナンス改革	労働問題	生産年齢人口とAI化
	臣民の権利			
裁判所	表現の自由と憲法上の議論	資産効果と消費行動	AI・デジタル化と企業行動	労働組合の現状
	ヘイスピーチ・忘れられる権利			
市場機構	国民の司法参加の課題	資産効果と逆資産効果	ベンチャー企業とスタートアップ	グローバル化による経済的課題
	裁判員制度・検察審査会・国民審査			
混合経済	AI・デジタル化と企業行動	ベンチャー企業・スタートアップ	国際収支	税制協力
	混合経済・政府の失敗			
外部不経済の内部化	AI・デジタル化と企業行動	ベンチャー企業・スタートアップ	国際収支	税制協力
	環境税・排出権取引			
情報の非対称性	ベンチャー企業とスタートアップ	予算と会計検査院	グローバル化による経済的課題	税制協力
	逆選択・モラルハザード			
地価税	ベンチャー企業・スタートアップ	予算と会計検査院	国際収支	税制協力
	地価税			
財政	予算と会計検査院	税負担と価格転嫁	グローバル化による経済的課題	税制協力
	財政赤字・会計検査院			
財政	税負担と価格転嫁	税負担と価格転嫁	国際収支	税制協力
	価格転嫁・インフレ率・免税・益税			

頻出編

基本的人権の尊重

1 | 新旧憲法の形式

大日本帝国憲法		日本国憲法
自由民権運動の発生	制定の主なきっかけ	ポツダム宣言の受諾
プロイセン憲法	主な模範憲法	アメリカ合衆国憲法
欽定憲法（君主）	制定者	民定憲法（国民）
硬性憲法	改憲の手続き	硬性憲法
成文憲法	法典化（文章化）	成文憲法

2 | 憲法の原則と基本

大日本帝国憲法		日本国憲法
天皇主権（天皇大権中心主義）	主権	国民主権（権力分立主義）
・神聖不可侵の存在 ・元首として統治権を総覧する	天皇	日本国・日本国民の象徴
天皇が陸海軍の統帥権を持つ	戦力	文民統制／戦力の不保持
天皇に宣戦大権／兵役の義務	戦争	戦争の放棄／交戦権の否認
・恩恵的な「臣民」の権利 ・法律の留保あり ・自由権的基本権が中心	国民の権利	・永久不可侵の基本的人権 ・国政上最大の尊重 ・自由権的+社会権的基本権
<発議> 天皇 <決定> 議会の議決 (出席議員の3分の2以上)	改正	<発議> 国会（総議員の3分の2以上） <決定> 国民投票（過半数）
なし	最高法規規定	あり (天皇・公務員などに憲法尊重擁護義務)

3 | 憲法の内容(統治機構)

大日本帝国憲法		日本国憲法
天皇 (国会…天皇の協賛機関)	立法権	国会 (唯一の立法機関、国権の最高機関)
衆議院：民選・解散あり 貴族院：非民選・解散なし ・国政調査権なし ・両院は対等	国会の構成	衆議院：民選・解散あり 参議院：民選・解散なし ・国政調査権あり ・衆議院が優越
天皇 ・内閣という制度規定なし (憲法外の超然内閣という組織)	行政権	内閣
同輩中の主席（国務大臣の罷免権なし）	内閣総理大臣	内閣の首長／行政権の最高責任／閣議の主宰者（国務大臣の任免権あり）
天皇の輔弼機関	国務大臣	内閣の構成員
天皇 ・天皇の名において裁判 ・違憲審査権なし ・特別裁判所を設置	司法権	最高裁判所+下級裁判所 ・違憲審査権あり ・特別裁判所の設置を禁止 ・最高裁判官を国民が審査
規定なし ・中央集権的統治 ・知事は任命、議会は選挙	地方自治	規定あり ・地方分権 ・知事・議員は直接選挙（二元代表制） ・特別法制定時に住民投票を実施

基本的人権の尊重

1 | ヘイトスピーチ

定義

社会的マイノリティに対する差別や憎悪を煽動する表現活動。
特定の人や集団に対する単なる悪口ではなく、
国籍・人種・民族など、
その人が自分の努力では変えることができない属性を理由として、
差別意識を煽ったり排除を促したりする言動や、
他者の尊厳を踏みにじるもの。

憲法上の議論

ヘイトスピーチ

表現の自由
(憲法21条)

VS.

個人の尊厳
(憲法13条)

法の下の平等
(憲法14条)

表現の自由は
民主主義の根幹であり、
優越的地位が認められる。

他者の尊厳を著しく損害したり
差別したりする行為によって、
他者の人格権を侵害する場合には制約すべき！

法制度

ヘイトスピーチへの対応として、国・地方自治体それぞれで制度が存在するが、
国レベルで罰則規定のある法律はない。

	制定		罰則
国の制度	2016.06	ヘイトスピーチ解消法	なし
地方の制度	2016.01	大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例 (大阪府大阪市)	なし
	2019.12	川崎市差別のない人権尊重まちづくり条例 (神奈川県川崎市)	あり

表現の自由と憲法上の議論

2 | 忘れられる権利

定義

インターネット上に残る過去の個人情報について、本人が削除を求めることができる権利。
犯罪歴、過去のスキャンダル、病歴など、本来は既に社会的関心が薄れたはずの情報が、
検索エンジンによって半永久的に残り続けるという現代特有の問題がある。
憲法に明記はないが、**プライバシー権(憲法13条)**の一内容として議論されてきた。

憲法上の議論

知る権利・表現の自由
(憲法21条)

VS.

忘れる権利
(プライバシー権)
(憲法13条)

社会の構成員が重要な事実を知ることは、
民主主義や公共の安全を支える基盤であるので、
情報提供は制限させるべきではない！

個人の過去の犯罪や不名誉な事実を
永続的に公開し続けることは、
人格権を侵害し、更生の機会を失う。

忘れる権利は、知る権利や表現の自由と衝突するものであるが、
過去の判例において次のような基準が提示されている。

- ①時間の経過……事件から相当期間が経過し、社会的関心が低下しているか。
- ②情報の公共性……公人、公益性が高い情報は削除されにくい。
※個人の過去情報は削除が認められやすい
- ③真実性…………虚偽ではなく真実である場合、公益性が高くなる。

判例

◆検察結果削除請求事件(H29・最高裁)

児童売春事件で有罪となった男性について、
数年後もインターネット上で氏名と犯罪内容が表示されていたため、
プライバシー権を理由として検索エンジン先に削除を求めた事件。

削除請求は認めず。

- ①個人のプライバシー・更生の利益(プライバシー権)、
- ②検察結果提供による社会的意義(知る権利)の
比較衡量を行った上で判断すべきとした。

その際に、この事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合
(プライバシー権が優越する場合)に、削除が認められるとして、
今回はあるまらないので、削除は認められないとした。

※地裁は「忘れる権利」を認めたが、高裁が否定し、最高裁は言及しなかった。

頻出編

裁判所と
国民の司法参加

1 | 裁判員制度の課題

制度

平成21年から始まった国民が裁判に参加する制度。裁判官3名、裁判員6名で実施。令和5年度からは満18歳以上からランダムで選ばれた人が裁判員となる。

重大な刑事事件の第一審(地方裁判所)で行われる。

●裁判員がやること

- ①証人等に質問
- ②評議と表決、被告人が有罪(刑罰を含む)か無罪かを議論
- ③判決宣告に参加

●判決

有罪には「裁判官1名以上+裁判員の多数」を含む多数決が必要。

裁判員全員が有罪を支持していても、**裁判官が1名以上有罪を支持しないと無罪。**

課題

専門性の高い
証拠評価の難しさ

複雑な科学鑑定への理解が必要で、
専門家と一般市民の間で判断基準が異なる場合がある。

心理的負担の大きさ

殺人や性犯罪などの残虐な事件に触れることによる
PTSD(心的外傷後ストレス障害)などになる可能性がある。

守秘義務の強さ

評議内容の外部共有が禁止されており、
経験が公開されず制度改善のフィードバックが難しい。

裁判の迅速化と緊張

裁判員に理解してもらうため説明が増え、審理が長期化してしまうため、
迅速な審理とのバランスが課題。

裁判員辞退の増加

仕事や家族介護との両立の難しさ、健康上の理由などによる辞退が多い。
70歳以上は辞退できるが、それでも負担が大きい。

2 | 檢察審査会の課題

制度

検察官の不起訴判断が妥当でない場合には、不服を申し立てて、
検察官に再審査を要求することができる制度。
構成員は、令和5年度より18歳以上の日本国民から無作為に選出される。
同一の事件について2回起訴相当の議決を行った場合には、
指定弁護士が**強制起訴**を行う。

●事例

初めて強制起訴された事件は「明石花火大会歩道橋事故」

課題

専門性の壁

法律専門知識なしで検察判断の妥当性を評価することは難しく、
判断理由が十分に理解されないため、**国民感情優先**になる**危険性**がある。

強制起訴制度の
構造的問題

強制起訴を担当するのは指定弁護士であるが、
検査権を持たず、人員・専門性・予算が不足しており、事件の蓄積もないため、
完全な立証が難しく、結果として無罪率が高い。

審査の透明性不足

審査会の議決理由は、**法的検討の詳細**が示されず、**証拠評価の基準**が明記されず、
議決過程が非公開であるため、何が不当であったのかがわかりにくい。

**起訴相当議決の
少なさ**

起訴相当の議決の割合は低く、強制起訴になるケースはさらに低いため、
形式上は国民参加の制度だが、実質的には機能していない。

3 | 国民審査の課題

制度

最高裁判所裁判官を対象に、
任命後初または前の審査から10年経過後初の**衆議院議員総選挙**の際に
国民によって罷免すべきかを審査する制度。

●罷免方法

罷免を可とするものに×印を書き、その数が過半数で罷免される。

課題

審査時点での**判断材料不足**

就任してすぐ審査されるため、
裁判官としての**実績情報**が国民にほとんどない。

司法判断の内容を
国民が理解しづらい

法律専門知識が必要で、
個々の裁判官の判断を一般国民が評価することが難しい。

審査の形骸化

これまで**罷免例ゼロ**。
実際には「×」がほとんどつかず、制度が実効的統制として機能していない。

追認的な審査

国民審査は**選任後の追認**に近く、事前の民主的関与が事実上ない。

注目のされにくさ

衆院選の争点に注目が集まり、裁判官ごとの評価情報が国民に伝わりにくい。

頻出編

市場機構

1 | 経済体制の比較

	仕組み	課題
市場経済 (資本主義)	価格が需給を調整し、競争が効率を生む。	市場の失敗が起こる。
計画経済 (社会主義)	国家が生産・分配を計画	非効率・情報不足・インセンティブ不足などの問題が起こる。
混合経済	市場の効率を活かしつつ、政府が失敗部分を補完。	政府の失敗 (非効率・利権化・規制の歪み)が起こる。

混合経済

市場メカニズム(価格・競争)を基本にしつつ、政府が必要に応じて介入して調整する経済体制のこと。

修正資本主義経済は、民間部門と公共部門が相互補完的な役割を果たすため、混合経済とも呼ばれる。

2 | 政府が介入する理由

	現象	詳細
市場の失敗	公共財(例:国防、治安、道路の一部)	市場では供給不足になりやすい
	外部性(例:公害)	価格に反映されず、過大/過小生産が起きる
	情報の非対称性	逆選択・モラルハザード
	独占・寡占	競争が働かない
	所得格差の拡大	効率は良くても公平が損なわれる
景気の安定 (マクロの安定化)	【不況時】 財政支出・金融緩和などで需要を下支え	
	【好況時】 過熱を抑える(インフレ対策)	

3 | 政府の介入手段

	具体例
財政政策	公共事業、減税・増税、社会保障支出、補助金
金融政策	金利調整、資金供給、信用政策(※中心は日銀など中央銀行)
規制・競争政策	独占禁止法、公正取引委員会、価格カルテル規制など
所得再分配・社会保障	税(累進課税) + 社会保障(年金・医療・介護・生活保護等)
公企業・民営化	どこまでを公が担い、どこからを民に任せるか

4 | メリット・デメリット

	具体例
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 市場の効率(競争)を活かしつつ、失敗を補える 格差や貧困への対応、最低限の生活保障が可能 景気変動の緩和(不況対策)
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 非効率・財政赤字の拡大 規制が利権化する 過度な介入で民間の活力が落ちる可能性

1 | 外部効果

ある経済主体の行動が、
市場取引を通さずに他者の効用や利潤に影響を与えること。

外部経済

その影響が良い影響(プラス)であるもの。

外部不経済

その影響が悪い影響(マイナス)であるもの。

2 | 外部不経済の内部化

本来は他人や社会全体が負担している環境コストなどを、
価格や規制を通じて、汚染者自身のコストとして負担させることで、
市場メカニズムのまま効率的資源配分に近づけようとする。

$$\text{企業側コスト} \text{ (私的費用)} + \text{社会で負担するコスト} \text{ (外部費用)} = \text{社会全体のコスト} \text{ (社会的費用)}$$

具体例

環境税	汚染量1単位あたりに税金をかける
排出量規制	排出量そのものを規制する
排出権取引	政府が排出総量に上限を設定し、 企業に排出枠を配り、その枠の売買を可能にする。
補助金	環境にやさしい技術・省エネ設備への投資に 補助金を出すことで、汚染を減らさせる。

3 | 環境税(ピグー税)

汚染・温室効果ガスなどの環境負荷に対して課す税。
外部不経済を内部化し、環境負荷の削減を促す。

効果

本来ならば大気汚染や温暖化によるコストは社会全体が背負うものであるが、
政府が汚染企業に税を課すことで、
汚染のコストを企業自身が負担し、汚染を減らしやすい技術や設備投資が進む。
経済学的には、私的限界費用(企業コスト)を
社会的限界費用(社会全体のコスト)に近づけて、市場の失敗を是正する手段。

具体例

2012年～ 地球温暖化対策税
化石燃料に対してCO₂排出量に応じた課税。

4 | 排出権取引

政府が排出量の総量(キャップ)を決め、企業間で排出枠を売買できる仕組み。
市場メカニズムを使い、費用の小さい企業から大きい企業へと排出削減を効率化する。
別称: キャップ&トレード方式

効果

削減コストが低い企業は自社で削減し、余った枠を売る。
削減コストが高い企業は市場で枠を買う方が安い。

具体例

世界最大の排出権市場は、EU-ETS(EU排出権取引制度)
日本では、東京都や埼玉県が独自制度を導入。
2026年度から改正GX推進法により導入される。

1 | 情報の非対称性

取引当事者の間で、商品や行動に関する情報が偏っている状態。

例) 中古車の品質: 売り手 > 買い手
保険加入者の健康状態: 加入者 > 保険会社

	契約前	契約後
具体例	逆選択	モラルハザード
	情報が偏っているために、悪いタイプが市場に残りやすい現象。	契約が成立した後に、監視が難しいために、当事者が不利な行動を取りやすい現象。
保険	健康状態が悪い人ほど保険に入りたがる	加入後、注意が弱まり事故確率が上がる
金融	返済能力が低い人ほど借りにくる	融資後にリスクの高い事業へ転換、粉飾、資金流用
労働・雇用	能力や適正が企業から見えにくい	雇用後、努力が観察しにくい

2 | 逆選択の対策

対策箇所	手法	具体例
情報を持つ側	シグナリング	資格、学歴、保証書、長期保証、ブランド、監査済み財務諸表 →「私は良いタイプです」と示す
情報を持たない側	スクリーニング	保険の健康診断、銀行審査、面接・試験、複数メニュー提示(自己選択を誘導)
第三者	制度・規制・環境整備	情報開示義務(説明責任、重要事項説明)、消費者保護・競争政策、消費者教育(金融リテラシー含む)、インターネットで比較可能性が上がる(価格比較・口コミ等)

3 | モラルハザードの対策

手法	具体例
インセンティブ設計	自己負担、免責、成果連動、ボーナス・ペナルティ
モニタリング	監査、GPS、勤務評価、報告義務
契約条項	解約条項、違反時の罰則
情報開示・ガバナンス	取締役会・監査・内部統制

1 | 地価税

地価税とは、
土地の保有に対して課される国税で、
地価の高騰(とくに投機的保有)を抑制することを主目的とする税。
※投機…短期間で利益を狙う取引

- 課税対象 一定規模以上の土地(主に高額土地)
- 課税標準 土地の評価額
- 課税方式 保有に対する定期課税
- 効果 投機的長期保有を不利にする

2 | 地価税の必要性

- 特殊性 土地は供給量が固定(新しく作れない)
需要が増えると価格だけが上昇しやすい
 - 投機目的の保有が増える
 - 地価高騰 → 住宅取得困難・企業立地コスト上昇

- バブル期教訓 地価上昇を見込んだ土地投機が横行
土地を「使わずに持つだけ」で利益が出る構造
→ 保有そのものにコストを課す必要性が意識された

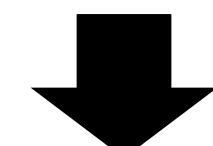
3 | 地価税の経済的効果

期待された効果

- 投機的保有の抑制
- 土地の有効利用促進
- 地価上昇の沈静化

副作用・限界

- 地価下落局面では 負担感が過大
- 不動産市場の冷え込み
- 税の実効性が低下すると 政策税として機能しにくい



地価税は現在、平成10年分以後について課税停止(凍結)
(制度は存続しているが、実際には課税されていない)

4 | 地価税と他の税

税の種類	国・地方	ポイント
地価税	国税	<目的>地価抑制 <特徴>再分配、規制的色彩が強い
固定資産税	地方税	<目的>— <特徴>土地・家屋・償却資産などの保有に対して課税
都市計画税		<目的>都市計画事業の財源 <特徴>土地・家屋のみ固定資産税に上乗せ

頻出編

経済主体と企業

1 | 日本企業の傾向

高度経済成長～バブル期

終身雇用・年功序列・企業別組合という日本型雇用であり、株式の持ち合いとメインバンクによる出資により、
社外からの敵対的買収が起こりにくい安定株主構造であった。

1990年代以降

株式の持ち合いにより経営陣への甘い監視や、不採算事業の温存を招き、資本効率を下げていた。その結果、株式持ち合いの解消や、
外国人株主・機関投資家の比率が増加していることで、日本企業の長期低迷やROE(自己資本利益率)の低さが国際的に問題視されている。

●アクティビスト(物言う株主)

経営の効率化や資本政策を迫り、配当の増加・自社株の買い・不採算部門の整理などを要求

●MBO(Management Buyout)

経営陣が自らの株式を買い取り、非上場化することで、短期的な株主圧力を避けつつ、長期戦略を実行する手段

2 | 日本企業のガバナンス改革

企業の改革

●コーポレート・ガバナンス

企業統治のことで、株主などのステークホルダー(利害関係者)が、企業経営に関してチェック機能を果たすこと。

※従来は株主利益最大化を強調していたが、

近年は従業員・消費者・取引先・地域住民などのステークホルダーの利益を重視している。そのため企業の社会的責任(CSR)の強化が求められ、財務情報だけでなく非財務情報であるESG(環境・社会・ガバナンス)への対応も求められている。このような対応を投資家が投資の判断材料にするESG投資が話題となっている。

●指名委員会等設置会社

会社法で、委員会を置くことを定款に定めた株式会社。

従来は取締役と監査役を中心に構成されてきたが、

監査役を廃止し、社外取締役を過半とする指名・報酬・監査の3委員会と執行役の設置が認められるようになった。執行役を中心とした迅速な業務の遂行と、各委員会による監督機能の強化をめざしたもの。モデルはアメリカの企業統治。

投資家側の改革

●スチュワードシップ・コード

2014年から導入。

機関投資家(年金・投信・保険など)を対象にし、投資先の企業と建設的な対話をを行い、議決権行使の方針や結果の開示すること。

市場の改革

●東京証券取引所

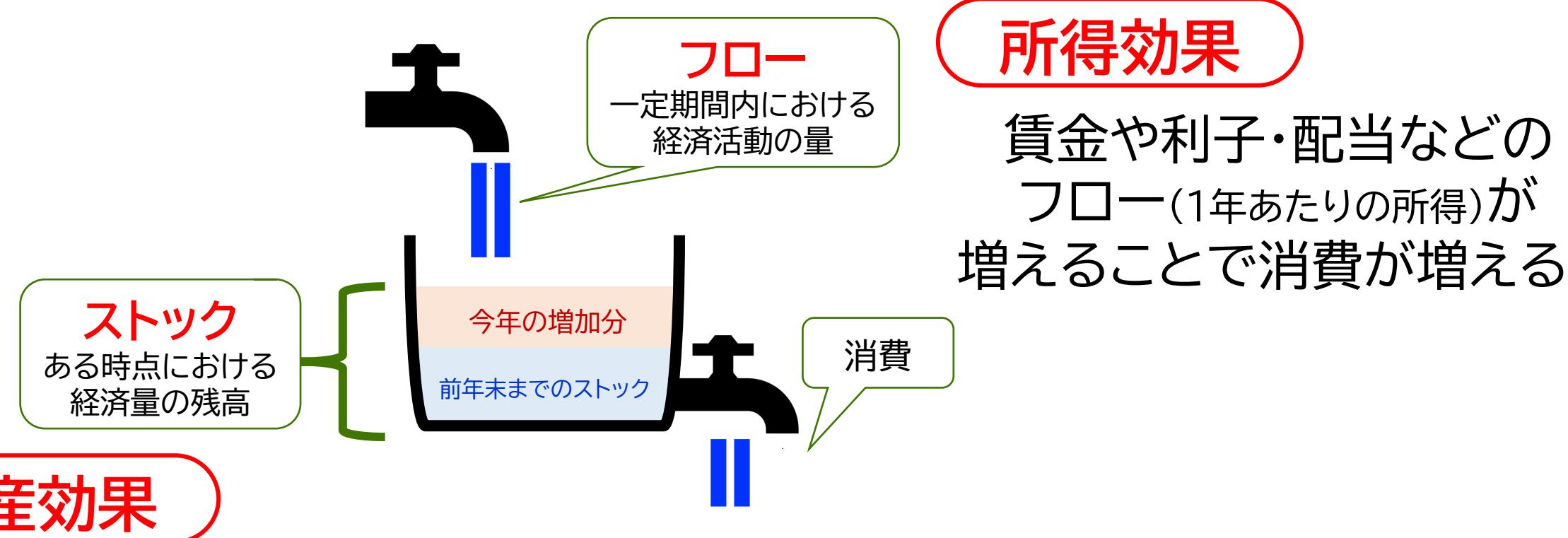
上場会社は不特定多数の投資家に株を売買されるため、情報開示の強化が求められる。そこで、東京証券取引所は、上場区分(プライム)ごとの上場維持基準や、コーポレートガバナンス・コードを定めている。

※コーポレートガバナンス・コード(2015年)

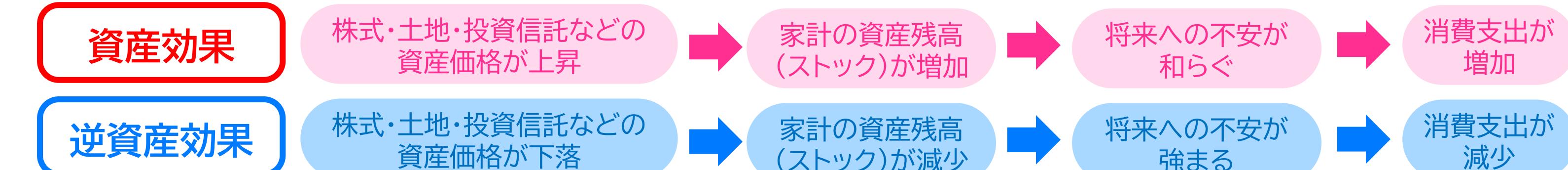
実行的なガバナンスのための主要な原則をまとめた原則ベースのルール。

- ①コンプライ・オア・エクスプレイン…原則を守るか、守らないなら理由を説明するかどちらか
- ②独立社外取締役の選任
- ③政策保有株式(持ち合い株)の削減・理由説明
- ④株主と建設的な対話(エンゲージメント)

1 | 所得効果と資産効果



2 | 資産効果と逆資産効果



株や土地などのストック(資産残高)
の価格変化による消費変化。

3 | 家計消費の重さと行動の変容

GDPに占める家計消費の割合はかなり大きく5~6割程度であり、資産価格の変化が個人消費に影響し、その結果景気全体に波及する。

バブル期 株価・地価が高騰し、家計の金融資産・不動産資産が膨張したことで、**資産効果**による高級品や耐久消費財が売れる。

バブル崩壊期 バブル崩壊で株価・地価が急落し、**逆資産効果**で消費を抑制する傾向

近年 高齢化や将来不安の強い社会では、所得が増えても貯蓄に周りやすい傾向にあるが、
株価や不動産価格の上昇で老後資金に余裕が出たと感じれば支出が増える。

また、その消費がレジヤーなどのサービスの支出や、耐久消費財などの将来に備えた消費が増える方向になる。

4 | 消費社会論

キャッシュレスやポイント還元などによる**心理的な支払い感覚の変化**であったり、
企業のマーケティングなどにより、消費行動が刺激されることもあり消費行動は単純な所得だけで説明をすることはできない。

1 | Society5.0

AI

大量のデータを学習し、予測・判断を行う技術。

ビッグデータ

従来処理できなかった大規模・多様なデータ。

Society5.0

狩猟→農耕→工業→情報社会に続く第5の社会。
サイバー空間と現実空間を高度に融合させ、
AI・IoT・ビッグデータなどを活用して、
経済発展と社会的課題の解決を同時に実現する社会。
この社会においては、キャッシュレス決済によって
日常生活のデータをリアルタイムに取得できる。

2 | ①生産や経営の効率化

AIの活用による
データ収集・分析が可能

需要予測の
精度向上

在庫管理・生産計
画の最適化

生産性向上・
コスト削減

AI導入により、企業は需要を正確に把握でき、
無駄な生産や在庫を減らすことが可能となったため、
データ活用は、経営判断の迅速化・効率化をもたらす。

3 | ②市場構造の変化

プラットフォーム・
ビジネスを構築

ネットワーク
効果

データの
蓄積

スイッチングコストの
発生

独占・寡占
の発生

売り手と買い手を
仲介するデジタル基盤
例:検索、EC、SNS、アプリストア

利用者が増えるほど
サービス価値が高まる

データ増
→
サービス改善

他社へ
乗り換えにくい

対策

巨大IT企業に対し、独占禁止法の観点から監視する。
日本:公正取引委員会 / EU:デジタル規制を強化(罰金・義務付け)

4 | ③資金調達・金融の変化

フィンテック

Finance(金融) + Technology(技術)の組み合わせで、
ICT(情報通信技術)やAI、ビッグデータを活用して、
新しい金融サービスを提供したり、既存のサービスを効率化する動き。
従来の銀行や証券会社などに加えて、
IT企業やスタートアップが金融分野に参入している。
金融仲介機能の一部を置き換え、補完している。
例) QRバーコード決済(PayPay)、電子マネー(Suica)など

ノンバンク

預金の受け入れを行わず、自己の資金を消費者や事業者に貸し付けている、
信用創造機能を有していない金融機関。
例) 消費者金融会社、クレジットカード会社、信販会社、保険会社など

銀行との違い

	銀行	ノンバンク
預金の受け入れ	する	しない
貸し出し	預金をもとに貸し出し	自己資金で貸出
信用創造	あり	なし
分類	預金取扱金融機関	非預金取扱金融機関

金融包摶

経済活動に必要な金融サービスを全ての人々が利用できるようにする取り組み。
銀行口座を持っていない人でも送金や決済が可能で、
途上国や低所得層へのサービス拡大というメリットがある。

5 | 課題

問題	詳細
独占・寡占	価格上昇や選択肢減少
プライバシー問題	個人情報が大量に収集・分析される
デジタルデバイド	ITを使える人と使えない人の格差
企業の社会的責任	コンプライアンス・CSR・ステークホルダー

1 | ベンチャー企業・スタートアップ

新たな技術・ビジネスモデルで事業拡大を図る新興企業。

実務上では厳密には違うとされるが、ベンチャー企業という和製英語をスタートアップ企業と言い換える傾向にある。

既存企業は安定的成長を重視するのに対し、スタートアップ企業は急成長(スケール)を前提する。

<スタートアップの特徴> ①技術革新 ②新しい市場の創出 ③高成長モデル ④大企業が対応できないニッチ領域を開拓

大学発ベンチャー	大学の研究成果を事業化する大学発ベンチャー。特に理工系研究の商用化が背景にあり、国も積極支援を行なっている。大学発ベンチャーは、研究成果を社会実装し、産学連携を促進する役割を持つ。
ユニコーン企業	企業評価額10億ドル以上。未上場で起業10年以内の企業。 ※未上場であっても、成長期待による評価額で判断される。

中小企業庁によるスタートアップの分類では、

①能力発揮型(既存技術・ビジネスをより成長させる型)と②研究開発型(新技術・研究成果をもとに事業化する型)があり、大学発ベンチャーやユニコーン企業は主に②にあてはまる。

2 | 資金調達方法

デット型

金融機関などから借入を行う返済が必要な形式。そのため、スタートアップ初期などには用いづらい形式。

エクイティ型

株式を発行して出資により資金を集める返済が義務ではない形式。スタートアップで用いやすい。

クラウドファンディング

不特定多数から小口で資金を集める方法。

ベンチャーキャピタル

高成長期待の未上場企業に投資する専門会社。

頻出編

財政

1 | 予算の流れ

国会 内閣 会計検査院

予算作成

予算の承認

予算の執行

予算の決算

会計検査

検査結果報告

決算審査

2 | 国の予算の種類

主な予算の種類	一般会計／特別会計／政府関係機関予算／財政投融資計画
年度途中の変更	補正予算
予算が間に合わない	暫定予算

3 | 日本の財政の特徴

- ①政府債残高が極めて高く、GDP比で先進国中でも高水準
- ②国債の大半を国内で消化し、日銀が国債を保有し、低金利環境であるので、危機が顕在化しにくい
- ③少子高齢化の進行や金利上昇時の利払い負担増になるので、安心はできない。

4 | 財政赤字

財政赤字

歳出 > 歳入

政府債

国が発行する借金

日本の財政赤字は
政府債の累積によって
拡大している。

構造的要因	景気に関係なく続く赤字	高齢化による社会保障費の増大 経済成長の鈍化による税収の伸びにくさ
循環的要因	景気変動に伴う赤字	不況時に税収が減少し、失業給付などの歳出増加
政策的要因	意図的な赤字拡大	景気対策の公共投資、減税政策

5 | 財政赤字の問題点

将来世代への負担	元利払いは将来の税で賄う、世代間不公平の問題
財政の硬直化	歳出の中で社会保障費や国債費(利払い)が増大し、政策の自由度が低下。
金融・経済への影響	国債大量発行が続くと、将来的に金利上昇を招き、 民間投資を抑制するクラウディングアウトが起こる可能性がある。 ただし日本では国債の国内消化や低金利環境により、 現時点では顕在化しにくい。

6 | 会計検査の役割

会計検査院は「内閣に対し独立の地位」を持つ憲法上の機関
次の年度に、検査報告とともに国会へ提出(憲法90条)し、
「翌年度開会の常会に提出するのを常例」(財政法40条)としている。

●検査対象

国の歳入歳出決算(憲法90条に基づく)

※ただし、法律で定められた場合には政府関係機関などの会計にまで対象が広がる。

1 | 税負担と価格転嫁の仕組み

税やコストの増加は、価格転嫁を通じて物価に影響し、制度のあり方によっては益税が生じることがある。



2 | 税負担と価格転嫁

法律上の納税者	税を国に納める義務を負う者
実質的な負担者(担税者)	税の負担を最終的に引き受ける者

納税者と担税者は一致しないことがあり、税の負担は市場での価格調整を通じて決まる。税負担を価格に上乗せすることを価格転嫁といい、その結果、税の負担は消費者や企業などに分配される。

3 | 価格転嫁を左右する要因

状況	税の影響	例
需要が非弾力的	消費者が多く負担	生活必需品
需要が弾力的	生産者が多く負担	嗜好品
供給が非弾力的	生産者・保有者が負担	土地
供給が弾力的	生産者は負担しにくい	工業製品

税負担は、需要や供給の弾力性が低い(変化しにくい)側により多く押し付けられやすい。

4 | 価格転嫁の結果

インフレ率への影響	価格転嫁が広範囲に起こると、多くの財・サービスの価格が上昇し、物価全体が上昇する。このような税による物価上昇は、一般的に一時的要因とされる。
益税の発生	<p>価格転嫁が行われた後でも、制度上、税を国に納める必要がない主体が存在すると、その分が事業者の手元に残り、益税が生じることがある。特に消費税の免税制度と関係が深い。</p> <p>商品を販売(価格は税込) ↓ 消費者は消費税分を含めて支払う ↓ 事業者の中には消費税を国に納めなくてよい場合もある(免税) ↓ 消費税相当額が手元に残る(益税)</p>

頻出編

勞動問題

1 | 生産年齢人口

- ①年少人口…0～14歳
 ②**生産年齢人口**…15～64歳
 ③老人人口…65歳以上

日本では合計特殊出生率の低下と生産年齢人口の減少が起こり、人手不足の状態になっている。

2 | 雇用構造の変化

産業構造の変化	製造業の一部工程は自動化・海外移転した。 一方、情報通信、金融や専門サービス、医療や福祉などのサービス知識集約産業の雇用比重が増える。
職業構造の変化	増えやすい職(高度な専門職:エンジニア、データサイエンティスト、対人サービスなど) 減りやすい職(中程度のスキルでできるルーティン事務や工場のライン作業など) →「高スキル高賃金」と「低スキル低賃金」の二極化が発生 ● スキル偏向型技術進歩(SBTC) 高度スキル労働者の賃金が相対的に上昇し、非熟練労働者が取り残される現象。 AI、ICT、デジタル化により、機械と補完的な人材が高賃金になることで、単純労働が代替され、需要が減少し、賃金が低下するため、高技能層と低技能層の間で所得差が拡大する。
雇用形態の変化	企業は非正規雇用、有期雇用契約、派遣契約を活用してコストを下げようとする。 結果として正規と非正規の格差、安定雇用と不安定雇用の分断が起こる。

3 | 問題の解決策

		説明
国内の潜在労働力の活用	女性の労働参加促進	育児・介護休業制度の整備や、待機児童解消、保育サービスの充実など
	高齢者の就業促進	高齢者雇用安定法により、65歳までの定年延長または継続雇用を義務付け。
AI化やデジタル化による省力化		AIやロボット・IoTを使って人手をあまり必要としない生産体制を作る。これにより少ない人数でも同じ生産量を維持でき、高賃金を支えやすくなる。
外国人労働者の受け入れ		2019年創設の特定技能制度により、深刻な人手不足分野で、一定の技能を持つ外国人労働者の受け入れを認める制度。

4 | 特定技能制度

背景	労働市場の構造が次のように変化し、より労働力が必要になった。 ①少子高齢化により生産年齢人口が減少し、国内労働力だけでは賄えない産業が増加している ②介護・宿泊など産業別で人手不足が発生している ③対人サービスや現場作業はAIが発展しても代替ができない																	
種類	<table border="1"> <tr> <th>特定技能1号</th> <th></th> <th>特定技能2号</th> </tr> <tr> <td>16分野(介護・飲食・宿泊・建設・農業など)</td> <td>対象分野</td> <td>11分野(建設・造船など)</td> </tr> <tr> <td>最長5年</td> <td>在留期間</td> <td>在留期間の更新が可能</td> </tr> <tr> <td>不可</td> <td>家族帯同</td> <td>可能</td> </tr> <tr> <td>技能試験+日本語試験</td> <td>必要条件</td> <td>高度な技能</td> </tr> </table>			特定技能1号		特定技能2号	16分野(介護・飲食・宿泊・建設・農業など)	対象分野	11分野(建設・造船など)	最長5年	在留期間	在留期間の更新が可能	不可	家族帯同	可能	技能試験+日本語試験	必要条件	高度な技能
特定技能1号		特定技能2号																
16分野(介護・飲食・宿泊・建設・農業など)	対象分野	11分野(建設・造船など)																
最長5年	在留期間	在留期間の更新が可能																
不可	家族帯同	可能																
技能試験+日本語試験	必要条件	高度な技能																

技能実習制度との違い

特定技能制度	目的	技能実習制度
日本の人手不足対策	目的	技能移転(国際貢献)
就労目的	就労性	付随的
2号は可能	家族帯同	不可
1号は5年、2号は更新で長期滞在が可能	在留期間	3~5年

1 | ジョブ型・メンバーシップ型雇用

グローバル競争の激化、IT・AI・デジタル化による専門スキルの価値の上昇、少子高齢化や多様な働き方などにより、会社に囲い込むメンバーシップ型雇用だけでは対応できないため、専門職などでは特定のスキルを持つ人材を必要な期間・配置で採用するジョブ型雇用が増加している。

ジョブ型雇用	メンバーシップ型雇用
あらかじめ仕事内容・勤務地・労働時間などを明確に定め、その職務を果たす人材を雇う雇用形態	定義 企業という集団のメンバーとして採用し、仕事内容・勤務地などは入社後に会社の指示で配分される雇用形態。
中途採用が主流	主な採用方法 新卒一括採用が主流
職務遂行能力	重視する点 ポテンシャル
明確	職務・責任・勤務地 細かく限定しない
しにくい	異動・配置転換 しやすい
職務ごとに専門性を高めることができ、転職で他社でも活かしやすい。	キャリア形成 転勤やローテーションで幅広い経験を積ませる。 昇進は年功+社会評価
職務給・成果給が主流	主な賃金 年功序列型賃金が主流
①専門性の高い人材を確保しやすい ②グローバルな人材市場と相性がいい ③仕事内容が明確でワークライフバランスを設計しやすい	メリット ①長期的な技能形成、チームワークがしやすい ②雇用が安定し、雇用保護の役割も担う
①職務に合わない人は切られやすく、雇用の安定性は弱い ②職務間の調整や異動が柔軟にいかない場合がある ③スキルのない層は不利になりやすい	デメリット ①離職や転職がしにくく労働市場が硬直化 ②配置転換ありきなので、仕事のプロとしての専門性が育ちにくい ③長期勤続前提なので、非正規との格差や若者の負担感につながる
欧米型	採用地域 日本型

1 | 労働組合の形態

	企業別組合	職業別・産業別組合	ナショナルセンター (全国中央組織)	地域ユニオン
説明	1つの会社内の従業員で構成	職種や業種全体で企業をまたいで組む	複数の労働組合の連合体	地域にいる個々の労働者で構成
長所	①会社の状況に即した交渉がしやすい ②経営側との日常的な話し合いがしやすい	①業界全体の基準を一気に引き上げやすい ②1社だけで対抗できない大企業にも 対抗力がある	①全国的な交渉力が強い ②政治的影響力がある ③春闘を主導できる	①企業別組合がない職場でも加入可 ②トラブル対応が迅速 ③非正規・若年層への接近が強い
短所	①会社への依存が強くなりがち ②業界全体としての交渉力は弱い	①企業ごとの細かい事情への対応は やや苦手 ②日本では伝統が弱い	①個々の職場の細かい問題には対応しにくい ②加入組合の利害調整が複雑	①交渉力・資金力が弱い ②小規模のため政策形成などは不得意
日本での 立ち位置	日本の主流。 日本型雇用(終身雇用・年功序列)と セットで発達。	欧米で主流。日本では一部業種で存在するが、 全体としては少数派	既存の労組全体を統括する中核。 組織率低下のなかで政策面を担う。	未組織労働者の駆け込み寺。 非正規増加の中で重要性が上昇。
例	トヨタ自動車労働組合 JR東労組	UAゼンセン(流通・外食など) →日本最大級 日本教職員連合(日教組)	日本労働組合総連合会(連合) 全国労働組合総連合(全労連) 全国労働組合連絡協議会(全労協)	東京ユニオン 全国ユニオン

2 | 労働組合の現状

- ①推定組織率(労働組合に加入している労働者の割合) …16~17%
- ②組合員数…1960年代からおよそ半減
- ③組織率は大企業が高く、中小企業で低い
- ④争議件数…1970年代あたりは盛んだったが、1980年代以降は激減した。

3 | 新しい役割と動き

- ①春闘…毎年2~3月頃の賃上げや労働条件改善をめぐる交渉で、近年一定の賃上げ効果が見られる。
- ②非正規雇用者の組織化…パート・アルバイト・派遣などの、これまで組織化されにくかった層を対象にした取り組みが進展している。
- ③地域ユニオンの活発化…組合のない企業に勤める労働者が地域ユニオンに加入して個別トラブルを解決できる
→労働組合の組織率は低いものの、新しい形で労働組合の役割が強まっている。

頻出編

國際收支

1 | グローバル化

ヒト・モノ・カネ・情報が国境を越えて自由かつ大規模に移動し、各国経済の相互依存が深まること。

プラス

市場拡大、効率的な資源配分、投資収益の増加

マイナス

産業空洞化、雇用の不安定化、格差拡大、課税逃れ

2 | 経常収支の黒字構造

第一次
所得収支

日本は長年の経常収支黒字により、対外資産が非常に大きい国。そのため、働かなくても入ってくるお金が増えている。

貿易・サービス
収支

エネルギーや資源の輸入が増える年は貿易赤字の年も多いが、インバウンドでサービス赤字が縮小傾向。

3 | 経常収支と金融収支

経常収支が黒字

外貨が国内に余る

海外投資が増える

金融収支が黒字

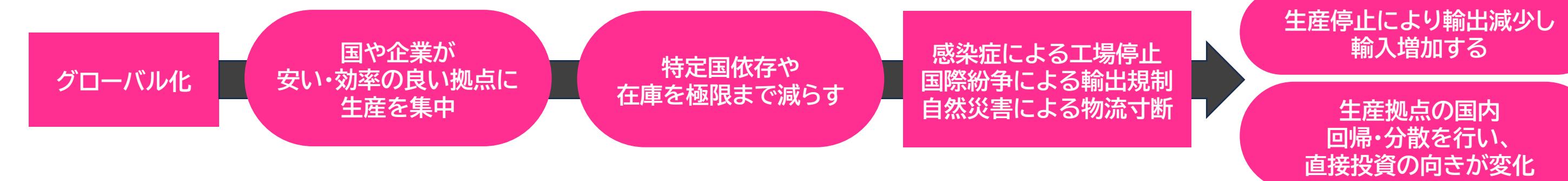
つまり、経常収支が黒字であるほど、金融収支も黒字になりやすい。

日本企業が海外の工場を買収すると、日本→海外に資金が出るが、日本は海外の工場(実物資産)を手に入れたので、これはプラスの評価になる。

逆に日本の資産を他国が購入したら赤字になる。

3 | グローバル化の課題

サプライチェーン問題



円高などによる産業空洞化



輸出が減り、輸入が増えるので貿易収支は赤字になりやすい。

原材料輸入が安くなりコストが減少したり、海外企業買収がしやすかったりするため、一概にデメリットだけというわけではない。

日本の対外資産が増えるので金融収支は黒字になりやすい。

産業の空洞化は、製造業が全部なくなるわけではなく、高付加価値部門(研究開発・設計・中枢管理)は国内、量産は海外などの分業が進むケースもあり、国内雇用は減少し、また下請け企業にも影響する。

対応

政策対応	説明	具体例
①産業高度化	研究開発や高付加価値部門を強化し、価格競争に依存しない産業高度化を進める。	研究開発の強化・高度設計・知的財産・高性能・高品質製品
②国内投資促進	税制優遇や補助金による企業の設備投資を支援することで国内投資を促進する。	設備投資減税・研究開発税制・補助金・助成金・規制緩和
③サプライチェーン強靭化	原材料の調達・生産・物流・販売に至るまでの供給網が災害などで途切れにくい構造にする。	国内生産回帰・生産拠点の分散・同盟国との協力・在庫の適正確保

1 | 税制協力

国境を越える経済活動に対応するため、各国が課税ルールや情報を共有・調整し、課税逃れや二重非課税を防ぐ取り組み。
税率を同じにすることが目的ではなく、協調や情報共有がメイン。

背景

- ①多国籍企業の海外展開、デジタル企業の国境を越えた取引、金融資産の国際移動の自由化などによる、金融収支が巨大化したこと。
- ②利益を**低税率国(タックスヘイブン)**に移し、実際に活動している国では税が取れないという課税逃れが起こり、税収が減少したこと。

具体策

①租税条約

二重課税を防止し、課税権の配分を調整する条約。

②情報交換制度

金融口座情報の自動的交換などを行い、脱税の発見を容易にする。

2 | 税制と国際収支

利益や資産がタックスヘイブンに移転すると、国際収支上は金融取引として計上される。

そのため、実体経済と国際収支の乖離が大きくなってしまう。

配当・利子・投資収益が課税されないまま国外へ行く。

そのため、各国の財政基盤が弱体化してしまう。

